

# 支援します！あなたの住まいの耐震化

☎/開発建築課 ☎423-3854

いつどこで起こるかわからない地震に備えるには、今出来ることをすることが大切です。  
市では建物の倒壊等の被害から居住する方を守るため、次のとおり耐震診断・耐震改修工事等の費用の一部に補助金を交付しています。

## 補助対象

**昭和56年5月31日以前に着工された建築物**



## 補助制度の概要

### ■耐震診断補助

#### 《補助条件》

- 原則として市内にある建築士事務所の建築士(有資格者)による診断
- ※市内耐震診断業者リスト(掲載希望者)がありますので、市ホームページをご覧ください。



#### 《補助金額》

建築物の用途	耐震診断にかかった費用	補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震診断にかかった費用	50%以内で最大5万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		100%で最大10万円まで
共同住宅		50%以内で最大戸数×2万円、かつ100万円まで
住宅以外		50%以内で最大5万円まで

表中の※：詳しくはお問い合わせください。

### ■耐震改修工事・耐震シェルター等設置費補助

#### 《共通》

- 耐震診断の結果が耐震基準を満たしていないこと
- ※詳しくはお問い合わせください。

#### 《耐震改修工事の補助条件》

- 原則として市内にある建設業者(建設業法規定の業者)
- 耐震改修工事により耐震基準へ適合すること

#### 《耐震シェルター等設置の補助条件》

- 公的機関により、安全性の評価を受けた耐震シェルター・耐震ベッド
- 戸建住宅(併用含む)の1階に設置



地震が来る前に、耐震化を検討しましょう！

#### 《補助金額》

建築物の用途等	耐震改修工事等にかかった費用	補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震改修工事等にかかった費用	20%以内で最大20万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		100%で最大40万円まで
共同住宅		20%以内で最大戸数×30万円、かつ1,000万円まで
住宅以外		10%以内で最大100万円まで
耐震シェルター等	購入および設置にかかった費用	50%以内で最大40万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		90%以内で最大40万円まで

表中の※：詳しくはお問い合わせください。

※記載以外にも補助の条件がありますので、詳細は事前に開発建築課までお問い合わせください。

## 戸建住宅耐震補助制度のQ & A

Q1

耐震診断っていくらぐらいかかる？

A1 戸建て住宅の診断費の実績では、10万円前後のケースが多くみられました。  
※過去3年間の市の補助実績  
※構造・規模等によって耐震診断費は異なります。

Q2

耐震診断をしたら耐震改修工事もしないといけない？

A2 耐震診断補助のみを申請することは可能です。なお、耐震改修補助をお考えの場合は耐震改修等補助申請の前に耐震診断を受ける必要があります。

Q3

いつまでに申請をすればいいの？

A3 耐震診断・改修ともに申請年度の1月31日までに完了報告書を提出する必要があります。完了報告予定日から逆算し間に合う時期に申請を行ってください。

Q4

どこに頼んでいいかわからない…

A4 原則として、市内にある建築士事務所や建設業者に実施していただく必要があります。  
※市外業者で実施をお考えの場合はご相談ください。

Q5

補助金はいつ振り込まれるの？

A5 完了報告時に、補助対象の診断費または工事費の領収書が必要です。一度、業者にお支払いいただき、補助金交付確定額通知書の交付後、市から申請者に振り込みます。

Q6

耐震改修補助とリフォーム補助は両方申請できるの？

A6 両方申請することは可能ですが、補助対象工事を耐震改修とリフォームに係る工事と明確に分ける必要があります。  
※リフォーム補助のお問い合わせは産業振興課へ ☎463-1903

### 耐震診断等補助金交付制度の説明会を行います

※事前の申し込みは不要です。当日、直接会場へお越しください。

7月3日(水) 午後7時～8時 市役所5階(501会議室)  
7月11日(木) 午前10時～11時 宮戸市民センター(第1会議室)